

中小企業金融円滑化法の最終期限を踏まえた企業再生税制等に関する税制改正要望

中小企業金融円滑化法は、平成 25 年 3 月 31 日が最終期限とされています。

この中小企業金融円滑化法の見直しを踏まえて、平成 25 年度税制改正について金融庁から次のような税制改正要望が出されています（平成 24 年 9 月 金融庁「平成 25 年度税制改正要望項目」）。

1 企業再生税制の拡充

(1) 再生計画認可の決定に準ずる事実の要件の緩和

現在、資産の評価損益の計上（下記〔参考〕1(4 頁)参照）及び設立当初からの欠損金の損金算入の規定の優先適用（下記〔参考〕2(2)(6 頁)参照）が認められる「企業再生税制」の適用がある私的整理は、「再生計画認可の決定に準ずる事実」に該当する必要がある、再生計画認可の決定に準ずる事実にあたるための要件の一つに、2 以上の金融機関等が債務免除等を行うこと（又は政府関係金融機関等が債務免除等を行うこと）があります（下記〔参考〕1(2)④⑤(5 頁)参照）。

例えば、メインバンク 1 行以外の金融機関が再生ファンド等に債権売却しているようなケース¹では、メインバンク 1 行と再生ファンドによる債務免除等となり、2 以上の金融機関等が債務免除等を行うことの要件を満たすことができなくなる等の問題があります。

そこで、債務免除等を行う者の範囲を拡充する要望がされています。

◆企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充①

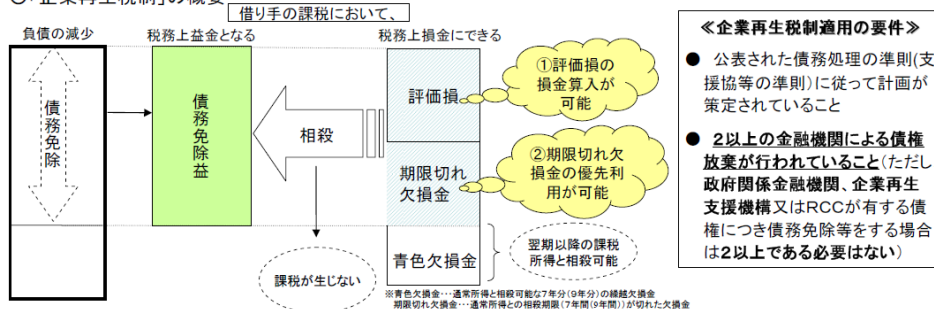
【現状及び問題点】

- 再生企業が金融機関等から債権放棄を受ける場合には、再生企業の「債務免除益」に対する課税が再生を妨げることのないよう「企業再生税制」が措置されているところ。
- しかし、同措置の適用は、「2 以上の金融機関による債権放棄が行われている」場合等に限定。
- このため、例えば、金融機関から債権を取得した再生ファンド等が債権放棄を行う場合など、合理的な再生計画に基づく債権放棄であっても同措置の適用が受けられないケースも少なくない。

【要望事項①】 合理的な再生計画に基づく債権放棄について、「企業再生税制」の適用が認められる要件を拡大すること

※ また、東日本大震災事業者再生支援機構又は産業復興機構が単独債権放棄を行う場合への企業再生税制の適用についても別途要望。

○「企業再生税制」の概要



(出典 金融庁公表資料)

¹ 平成 24 年 10 月 22 日付日本経済新聞朝刊の記事によりますと、中小企業金融円滑化法の見直しを迎えるにあたって、各地における中小企業の事業再生支援を行うために再生ファンド等を設立する動きが活発になっているようです。

(2) 評価損益の対象外資産の緩和

現在、企業再生税制における資産の評価損益の計上の対象外となる資産の一つに少額資産があります（下記〔参考〕1(3)⑤(5頁)参照）。企業によっては、含み損がある資産が少額資産に集中しているようなケースもあり、そうした場合には、評価損の計上ができないという問題があります。

そこで、少額資産についても評価損の計上ができるようにする要望がされています。

◆企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充②

【現状及び問題点】

- 現状、企業再生税制が適用される場合であっても、評価損の金額が少額（1,000万円未満（有利子負債10億円未満の企業は100万円未満））の資産については、評価損の損金算入が認められていない。
- 他方、近年、実抜計画策定の必要性の高まり等を背景に、少額資産も含めて広く資産評価を実施する事例が増加。
- 資産評価の結果、評価損があるにも関わらず、損金算入が認められないために、債務免除益が課税されるおそれ。



【要望事項②】

「企業再生税制」の適用場面において、少額資産についても資産評価が行われている場合には、評価損の計上を認めること

(例) 運送業におけるトラック



1台あたりの評価損が80万円(<100万円)であると、50台あれば4,000万円が損金計上不可

(出典 金融庁公表資料)

2 合理的な再生計画に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置

現在、再生企業の債務に係る個人保証人が保証債務の履行のために資産の譲渡をして、その履行に伴う求償権の行使が不能になった場合には、その資産の譲渡益に係る所得税が非課税となる措置が設けられています（所法 64②）。

しかし、再生企業の保証人となっている経営者等が再生企業に対して私財提供をした場合や第三者に売却してその売却代金を再生企業に対して私財提供したような場合には、こうした措置がなく、資産の譲渡益に課税がされるという問題があります。

そこで、合理的な再生計画により再生企業に私財提供をした場合等においても、資産の譲渡益に係る所得税が非課税となる措置を設けるように要望がされています。

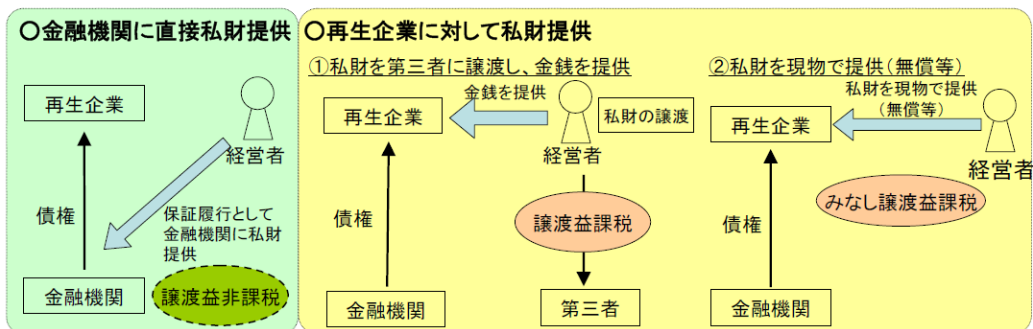
◆「合理的な再生計画」に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置

【現状及び問題点】

- 経営者が保証債務の履行として金融機関に対して直接行う私財提供については、譲渡益が非課税。
- しかし、経営者が「合理的な再生計画」^(注)に基づき、再生企業に対して私財提供を行った場合には、譲渡益が課税（無償等で再生企業に提供した場合でも、みなし譲渡益が課税）。

【要望事項】

「合理的な再生計画」に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が私財提供を行う場合の資産譲渡についても、譲渡益を非課税とすること



(注)一般に公表された債務処理を行うための手続きについての(中小企業再生支援協議会等の)準則に則り作成された計画を言う。

(出典 金融庁公表資料)

〔参考〕

1 資産の評価損益の計上

(1) 内容

再生計画認可の決定に準ずる事実が生じた場合において、その時の価額による資産評定を行っているときは、その評定による資産の評価損益の額は、その事実が生じた日の属する事業年度の損金の額又は益金の額に算入されます（法法 25③、33④）。

(2) 再生計画認可の決定に準ずる事実

上記(1)の再生計画認可の決定に準ずる事実とは、私的整理におけるその債務処理に関する計画が次の①から④の要件又は①から③及び⑤の要件を満たすものであることをいいます（法令 24 の 2①、68 の 2①）。

① 一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則（公正かつ適正なものと認められるものであって、次に掲げる事項が定められているもの（その事項がその準則と一体的に定められている場合を含みます。）に限るものとし、特定の者（政府関係金融機関²、株式会社企業再生支援機構及び協定銀行³を除きます。）が専ら利用するためのものを除きます。）に従って策定されていること。

i 債務者の有する資産及び負債の価額の評定（資産評定）に関する事項（公正な価額による旨の定めがあるものに限りします。）

ii その計画がその準則に従って策定されたものであること並びに②及び③に掲げる要件に該当することにつき確認をする手続並びにその確認をする者（その計画に係る当事者以外の者又はその計画に従って債務免除等⁴をする者で、次の（i）から（iii）に掲げる者に限りします。）に関する事項

（i）債務処理に関する計画（再建計画といいます。）に係る債務者である内国法人、その役員及び株主等（株主等となると見込まれる者を含みます。）並びに債権者以外の者で、その再建計画に係る債務処理について利害関係を有しないもののうち、債務処理に関する専門的な知識経験を有すると認められるもの（その者が3人以上（その内国法人の借入金その他の債務で利子の支払の基因となるものの額が10億円に満たない場合には、2人以上）選任される場合のその者に限りします（法規 8 の 6①）。）

（ii）再建計画に係る債務者に対し株式会社企業再生支援機構法第 24 条第 1 項に規定する再生支援をする株式会社企業再生支援機構

（iii）再建計画に従って債務免除等（信託の受託者として行う債務免除等を含みます。）をする協定銀行

② 債務者の有する資産及び負債につき① i に規定する事項に従って資産評定が行われ、その資産評定による価額を基礎としたその債務者の貸借対照表が作成されていること。

③ ②の貸借対照表における資産及び負債の価額、その計画における損益の見込み等

² 株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行及び沖縄振興開発金融公庫をいいます。

³ 預金保険法附則第 7 条第 1 項第 1 号に規定する協定銀行をいい、具体的には株式会社整理回収機構（RCC）が該当します。

⁴ 債務の免除又は債権のその債務者に対する現物出資による移転（債務者においてその債務の消滅に係る利益の額が生ずることが見込まれる場合の現物出資による移転に限りします。）、いわゆるデット・エクイティ・スワップ（DES）をいいます。

に基づいて債務者に対して債務免除等をする金額が定められていること。

- ④ 2 以上の金融機関等（次に掲げる者をいい、その計画に係る債務者に対する債権が投資事業有限責任組合契約等（いわゆる LPS や LLP を指します。）に係る組合財産である場合におけるその投資事業有限責任組合契約等を締結している者を除きます。）が債務免除等をする事が定められていること。
- i 預金保険法に掲げる金融機関（協定銀行を除きます。）
 - ii 農水産業協同組合貯金保険法に規定する農水産業協同組合
 - iii 保険業法に規定する保険会社及び外国保険会社等
 - iv 株式会社日本政策投資銀行
 - v 信用保証協会
 - vi 地方公共団体（i から v までに掲げる者のうちいずれかの者とともにも債務免除等をするものに限ります。）
- ⑤ 政府関係金融機関、株式会社企業再生支援機構又は協定銀行（これらのうちその計画に係る債務者に対する債権が投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産である場合におけるその投資事業有限責任組合契約等を締結しているものを除きます。）が有する債権その他一定の債権につき債務免除等をする事が定められていること。

(3) 評価損益の計上の対象とならない資産

次に掲げる資産は、この規定による資産の評価損益の計上ができないこととされています（法令 24 の 2④、68 の 2③）。

- ① 再生計画認可の決定に準ずる事実が生じた日の属する事業年度開始の日前 5 年以内に開始した各事業年度において圧縮記帳等の規定の適用を受けた減価償却資産
- ② 短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益の益金又は損金算入の規定による短期売買商品
- ③ 売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等の規定による売買目的有価証券
- ④ 償還有価証券の帳簿価額の調整の規定による償還有価証券
- ⑤ 少額資産

資産を一定の単位に区分した後のそれぞれの資産の価額とその資産をその一定の単位に区分した後のそれぞれの資産の帳簿価額との差額がその資産を有する内国法人の資本金等の額の 2 分の 1 に相当する金額と 1,000 万円（その内国法人の借入金その他の債務で利子の支払基因となるものの額が 10 億円に満たない場合には、100 万円）とのいずれか少ない金額に満たない場合のその資産

なお、この判定の基礎となる資本金等の額は、再生計画認可の決定に準ずる事実が生じた時の直前の資本金等の額によります（法基通 4-1-9）。

2 一定の債務免除等があった場合の設立当初からの欠損金の損金算入

(1) 内容

私的整理計画において一定の債務免除等があった場合において、上記 1(2)の再生計画認可の決定に準ずる事実、又は、親子会社間において親会社の子会社に対して有する債権を単に免除するというようなものでなく、その債務免除等が多数の債権者によって協議の上決められる等、その決定について恣意性がなく、かつ、その内容に合理性があると認められるような事実があるときには、青色欠損金及び災害損失欠損金（青

色欠損金等といいます。)及び期限切れ欠損金を含む設立当初からの欠損金の損金算入の適用が認められています(法法 59②、法令 117、法基通 12-3-1)。

また、設立当初からの欠損金を使用できる一定の債務免除等があった場合とは、次に掲げるいずれかの場合とされています(法法 59②、法令 117、法基通 12-3-5、12-3-6)。

- ① 私的整理開始時にその開始前の原因から生じた債権を有する者からその債権につき債務免除を受けた場合(債務免除以外の事由により債務が消滅した場合⁵を含みません。)
- ② 私的整理に伴い役員若しくは株主等(役員若しくは株主等であった者を含みません。)から私財提供を受けた場合
- ③ 再生計画認可の決定に準ずる事実があった場合の資産評定をして評価損益を計上した場合

(2) 設立当初からの欠損金の損金算入の規定の優先適用

上記 1(1)の資産の評価損益を計上している場合には、青色欠損金等の部分よりも優先して期限切れ欠損金の部分の使用が認められています。上記 1(1)の資産の評価損益を計上していない場合でも上記(1)の規定の適用は可能ですが、青色欠損金等が優先して使用されます。

⁵ 自己宛債権の現物出資を受けること、いわゆるデット・エクイティ・スワップ (DES) が行われた場合に、自己宛債権とその債権に係る債務とが混同により消滅したことが該当します。

中村慈美税理士事務所

税理士 中村 慈美
 税理士 小松 誠志
 〒 107-0052
 所在地 東京都港区赤坂 2-19-8 赤坂 2 丁目アネックス
 TEL 03-5549-9855(代表) / FAX 03-5549-9856
 e-mail info@nakayoshi-tax.com
 事務所 HP <http://nakayoshi-tax.com/index.html>

中村慈美税理士事務所について

税務相談	
組織再編 (M & A)	合併、事業譲渡、会社分割、株式譲渡、増資、株式交換、移転等それぞれの状況に最善の提案を致します。
不良債権処理・事業再生	バランスシート上の処理から清算、会社更生法、民事再生法等それぞれの状況に最善の提案を致します。
専門家向けアドバイス	弁護士・公認会計士・税理士等の専門家が抱える諸問題に対して税務上のアドバイスを行います。
会計・申告	会計指導、税金対策、決算・申告業務等を行います。
税務代理等	
税務調査対応・不服申立	税務調査時の適切な対応等のアドバイスを行います。 不当な処分により、権利・利益を侵害された納税者を救済する為の不服申立等の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 重加算税/仮装の事実がないと認定した事例 平成 16 年 5 月 19 日裁決 他
事前照会	国税当局に対する事前照会の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 株式移転後に株式移転完全子法人を合併法人とする適格合併が見込まれている場合の当該株式移転に対する適格判定について 平成 21 年 3 月 31 日回答
意見書作成	税務上の取扱いについて疑義が生じる取引等について、税務の専門家の立場として見解を述べます。 【業務実績の紹介】 ・ ブルドックソース事件についての意見書作成ブルドックソース株主総会決議禁止等仮処分命令申立事件（申立審（東京地方裁判所）） 他 「ブルドックソース事件の法的検討・買収防衛策に関する裁判経過と意義」（商事法務）に意見書が掲載されています。
会社設立・各種届出	会社設立前相談から設立後届出までを行います。
講演	専門家等へのセミナーを行っております。
執筆	組織再編や事業再生、不良債権処理を中心に幅広く執筆しております。